令和８年度
第１回 静岡県消費者教育推進県域協議会

日　時　令和８年９月３日(木) 10:00～12:00
場　所　静岡県庁別館２階第一会議室 A

１　第２次静岡県消費者基本計画の進捗状況

２　令和８年度の消費者教育の取組

３　県民生活センター等からの報告

＜配付資料一覧＞
【資料１-１】　第２次静岡県消費者基本計画　概要
【資料１-２】　第２次静岡県消費者基本計画　進捗状況
【資料２-１】　令和７年度消費生活相談の状況
【資料２-２】　令和８年度消費者教育推進の取組
【資料２-３】　エシカル消費推進事業
【資料２-４】　消費者教育出前講座
【資料２-５】　消費者教育講師のフォローアップ
【資料２-６】　教員向け消費者教育の実践に関する研修
【資料２-７】　デジタル分野の消費者被害を防ぐ取組の推進
【資料３-１】　東部県民生活センターの取組状況
【資料３-２】　中部県民生活センターの取組状況
【資料３-３】　西部県民生活センターの取組状況
【資料３-４】　賀茂広域消費生活センターの取組状況
【参考資料１】　静岡県消費者教育推進県域協議会設置要綱
【参考資料２】　成年年齢引下げ後の消費生活相談の状況

令和８年度
第１回 静岡県消費者教育推進県域協議会　出席者名簿

（構成員）

氏　名	機関・団体名等
星野　洋美　【座長】	常葉大学　名誉教授
鬮岡　寿治　【会場】	静岡県弁護士会　弁護士
小楠　展央　【Web】	静岡県司法書士会　司法書士
小林　昭子　【会場】	静岡県消費者団体連盟　顧問
清水　久美子　【会場】	静岡県生活協同組合連合会　常務理事
福田　和明　【Web】	一般社団法人静岡県労働者福祉協議会　専務理事
大野　洋平㊐【Web】	公益社団法人日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 会長
弘岡　雄太㊐【会場】	静岡県金融広報委員会　事務局長（日本銀行静岡支店営業課長）
松永　和樹㊐【会場】	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会　福祉企画部地域福祉課　課長
秋岡　智子　【Web】	静岡県教育研究会　技術・家庭科教育研究部代表（御殿場市立富士岡小学校長）
石川　祐輔㊐【会場】	静岡県教育委員会事務局教育政策課　教育主査
青木　桂一　【会場】	静岡県教育委員会事務局義務教育課　教育主査
杉山　暢啓㊐【会場】	静岡県教育委員会事務局高校教育課　教育主査
加茂　聡　【会場】	静岡県教育委員会事務局特別支援教育課　教育主査
中村　有加㊐【会場】	静岡県教育委員会事務局社会教育課　班長
秋野　薫　㊐【会場】	静岡県くらし・環境部県民生活課長
鈴木　一嘉㊐【会場】	東部県民生活センター　消費者行政班長
小川　貴生　【Web】	中部県民生活センター　消費者行政班長
大石　まゆみ㊐【Web】	西部県民生活センター　消費者行政班長
松久　真弓　【Web】	賀茂広域消費生活センター　所長

（事務局）

県民生活課	勝又　江里	課長代理
	柴田　麻由美	消費者支援班長
	増田　豪宏	事業者指導班長
	山下　浩平	総括主査
	澤田　彩香	主任
	望月　隆仁	主事
	良知　幸都	主事
	天野　佳代	主事
	和田　啓	主事

第２次静岡県消費者基本計画

資料１-１

～持続可能な未来に向けた安全･安心で豊かな消費生活の実現～

１　計画策定の趣旨

■ 消費者を取り巻く状況の変化や前計画の成果と課題を踏まえ、2025年度を始期とした消費者基本計画を策定する。

２　計画の基本理念

■ 消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を計画的に推進する。

３　計画の目指す姿

■ 消費者･事業者･行政機関の共創によって、持続可能な未来に向け、誰一人取り残すことのない、安全･安心で豊かな消費生活の実現及びウェルビーイングの向上を目指す。

４　計画の位置づけ

■ 静岡県消費生活条例（平成11年静岡県条例第35号）第８条の２に基づく消費者施策に関する基本的な計画
■ 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第10条第１項に基づく消費者教育の推進に関する施策に関する計画
■ 静岡県の総合計画を補完し、特定課題に対応する分野別計画

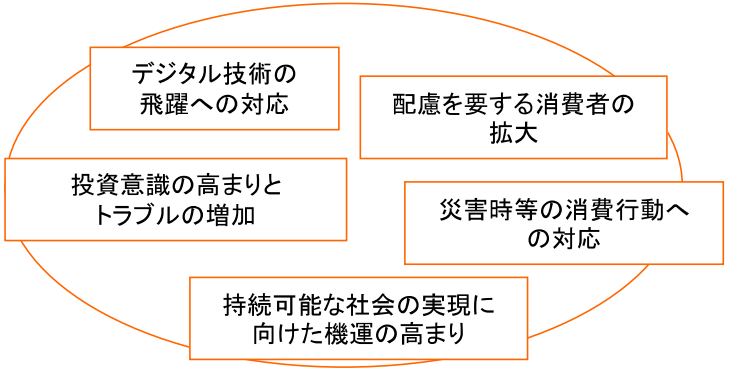
５　計画の期間

2025（令和７）年度から2028（令和10）年度まで

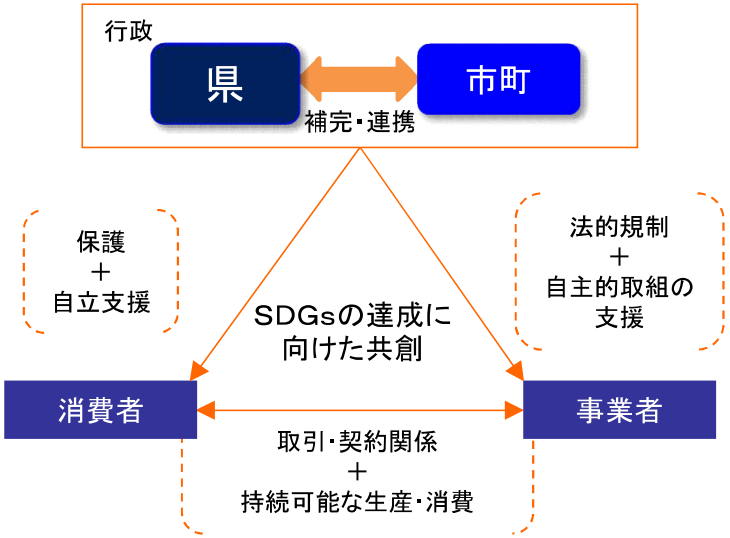
（参考）これまでの計画の経緯

■ 2010年度を始期とする第１次から第３次までの消費者行政推進基本計画を策定し、消費者行政施策を展開してきた。
■ 2014年度を始期とする第１次及び第２次の消費者教育推進計画を策定し、消費者教育を推進してきた。
■ 第４次消費者行政推進基本計画と第３次消費者教育推進計画を一体化した2022年度を始期とする消費者基本計画では、消費生活に関連する施策を総合的に推進してきた。

６　消費者を取り巻く状況



■ デジタル技術の飛躍により、生活が便利になる一方で、消費者トラブルは高度化・複雑化・多様化している。
■ 悪質事業者の手口は多様化･複雑化し、消費者被害は後を絶たないことから、引き続き、早期の事業者指導が必要である。
■ 高齢化の更なる進行等により、配慮を要する消費者が拡大していることから、地域での見守り体制構築の重要性が増している。
■ 投資に対する人々の意識が高まる一方で、インターネット広告やSNS等をきっかけとした投資に関連するトラブルが増加している。
■ 自然災害等が頻発する中で、災害時等の非常時に多い消費者トラブルに関する知識や、災害等に備えた消費行動を身につける必要がある。
■ 2015年に国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、消費者教育が引き続き重要となっている。



大柱１　自ら学び自立し行動する消費者の育成

● ＳＤＧｓ達成・ウェルビーイング向上の手段として「エシカル消費」を推進
● デジタル分野での消費者トラブルが増加していることを踏まえ、インターネット広告等をきっかけとした消費者トラブルを防止するための教育・啓発を重点的に実施
● ライフステージに対応し、学校や地域等の様々な場での消費者教育を実施
● 消費者教育の担い手の資質向上を図る研修を実施
● 消費者団体･事業者団体等、多様な主体との連携

○重点施策１　エシカル消費の推進

○重点施策２　デジタル分野での消費者トラブルの防止に対応した消費者教育の推進

大柱２　消費者被害の防止と救済

● 相談者の利便性向上のため、メールによる消費生活相談を開始し、相談体制を強化
● 国が導入する新システムに実装される相談員ナレッジの活用により、相談員の負担軽減・確保につなげる
● 高度化･複雑化する消費者トラブルに対応するため、専門家と連携した相談対応、相談員の資質向上を図る研修を実施
● 勤労世代の消費生活相談の機会確保のための相談窓口の周知を実施

○重点施策３　消費生活相談体制の強化

大柱３　商品･サービスの安全の確保と消費者取引の適正化

● 食の安全の確保のため、監視指導、検査等を徹底
● 不当取引や不当表示を行った事業者に対しては、厳正な処分･指導を実施
● デジタル広告の不当表示が増加していることを踏まえ、監視を強化
● 事業者の法令への理解促進のための啓発･注意喚起を実施

○重点施策４　デジタル広告の監視の強化

大柱４　消費者･事業者･行政機関のパートナーシップの強化

● ＳＤＧｓの達成に向け、消費者･事業者･行政機関が連携
● 県民生活センターを中心に地域の消費者行政を推進
● 市町と連携した消費者教育の実施
● 認知機能の低下が見られる高齢者の見守りをきめ細やかに継続して行うため、市町の「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）等の設置を促進

○重点施策５　高齢者の見守り体制の強化

資料１－１

第２次静岡県消費者基本計画

１　要　旨

消費者基本計画（令和４年度～７年度）の成果と課題、最近の消費者行政の動きや消費者問題の状況を踏まえ、消費生活条例第８条の２に基づき、第２次消費者基本計画（令和７年度～令和10年度）を策定した。本計画に基づき、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を計画的に推進していく。

２　概　要

(1)　計画期間　　令和７年度(2025 年度)から 10 年度(2028 年度)までの４年間

(2)　基本理念

消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を計画的に推進する。

(3)　目指す姿

消費者・事業者・行政機関の共創によって、持続可能な未来に向け、誰一人取り残すことのない、安全・安心で豊かな消費生活の実現及びウェルビーイングの向上を目指す。

(4)　施策体系

1	自ら学び自立し行動する消費者の育成	(1)持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成
		(2)ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進
		(3)消費者教育の担い手の資質向上
		(4)社会の変化に応じた消費者教育
2	消費者被害の防止と救済	(1)消費者相談への対応と情報提供
		(2)消費者の特性に配慮した支援
		(3)苦情処理と紛争解決
3	商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化	(1)食の安全、製品等の安全の確保
		(2)適正な取引の確保
		(3)適正な表示の確保
4	消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化	(1)地域での消費者行政推進体制の確保
		(2)消費者教育・啓発における連携の強化
		(3)消費者相談・支援における連携の強化
		(4)事業者指導における連携の強化

(5)　指　標

	柱	指　標	基準値（令和６年度）	目標値（令和 10 年度）
成果		人口 10 万人あたりの消費者被害件数	391 件	368 件
活動	1	消費者教育出前講座実施回数	149 回	150 回/年
		教員向け消費者教育実践講座受講者数	24 人	30 人/年
	2	県及び市町の消費生活相談員の研修参加率	96.4%	100%
		県及び市町の消費生活相談員が実施したあっせん解決率	93.7%	94%/年
	3	ＨＡＣＣＰ実施状況監視率	100%	100%/年
		景品表示法適正化調査件数	278 件	270 件/年
	4	地域消費者行政推進連携協議会実施回数	５回	６回/年
		高齢者の見守り体制が構築されている市町の割合	71.4%	100%

第２次静岡県消費者基本計画の進捗

資料１－２

指標		基準値	現状値	目標値	進捗状況		今後の取組方針（C・A）
		2024（R6）	2025（R7）	2028（R10）	評価区分※	主な取組状況（P・D）	
成果指標	人口10万人あたりの消費者被害件数	391件	443件	368件	基準値以下	消費者教育、消費生活相談、事業者指導等の施策に取り組んできたが、ＳＮＳ上で勧誘される投資などの儲け話や、インターネット広告をきっかけとする定期購入トラブルなどデジタル分野の被害が増加したことにより、県全体の被害件数が大きく増加した。世代別では、60代以上が相談件数の半分以上を占めており、続いて40代～50代が約３割を占めている。30代以下は、被害件数は他の世代より少ないが、被害件数の増加率が高くなっている。全年代において被害が増加しており、高齢者や若者だけでなく、家事や仕事で忙しく消費者教育を受ける機会が少ない勤労世代への対策も必要となっている。	高齢者のデジタル分野での被害が増えていることから、引き続き高齢者や見守り者を対象に「シニア向けデジタル活用講座」を実施し、デジタルリテラシーの向上を図っていくほか、高校生等を対象とする出前講座の実施や学校における消費者教育の支援など、若者への消費者教育・啓発の更なる充実を図る。 また、勤労世代向けの消費トラブル防止啓発動画をインターネット広告として配信し、勤労世代の消費者被害防止を図る。 さらに、事業者のデジタル広告表示への監視の強化をはじめ、特商法等に基づき不当取引指導を行い、消費者被害の防止に取り組む。
活動指標	**1　自ら学び自立し行動する消費者の育成**						
	消費者教育出前講座実施回数（高校生消費者教育出前講座を除く）（維持目標）	149回	154回	毎年度150回	○	令和７年度は消費者教育出前講座を154回実施し、目標を上回った。消費者被害の未然防止のため、高齢者や見守り者等を対象に、悪質商法の手口とその対処方法、WEB上の消費者トラブルを学ぶ出前講座を実施するとともに、若者向けにも、契約に関する基礎知識や巻き込まれやすい消費者トラブルを学ぶ出前講座を実施した。	高齢者や見守り者等を対象としたネット上の消費者トラブルを学ぶ「シニア向けデジタル活用出前講座」や、契約の基礎知識や消費者トラブルの予防と対処法を学ぶ新社会人向けの講座など、対象に応じて内容を工夫しながら出前講座を実施し、消費者被害の未然防止に取り組む。
	教員向け消費者教育実践講座受講者数（維持目標）	24人	27人	毎年度30人	○	教員の知識向上を通じて学校における消費者教育の取組みを支援するため、令和７年度は「今気を付けたい子どもに多いインターネットトラブル」「支援を要する児童・生徒への消費者教育の指導方法」「授業で活用できる実践的な消費者教育の指導方法」をテーマに設定し、小・中・高校、特別支援学校の家庭科教員等を対象にオンラインで講座を行った。目標を下回ったが、後日、録画配信を受講した教員が８名いた。	引き続き、学校における消費者教育の取組を支援するために、「インターネット上の広告と表示を介した若年層消費者トラブル」など最新のテーマを取り上げて、教員向けの講座を実施する。さらに、より多くの教員に受講してもらえるよう、録画配信も含め、講座について幅広く周知する。
	2　消費被害の防止と救済						
	県及び市町の消費生活相談員の研修参加率	96.40%	97.60%	100%	○	多様化・複雑化する消費者相談に県・市町の消費生活相談員が適切に対応できるよう、デジタル化への対応や高齢者の特性に応じた相談対応など、時宜に応じた研修を実施し、相談員のスキルアップを図った。また、相談員に対して暴言や脅迫を行うような対応困難者に対する組織対応の研修により、相談員が働きやすい環境づくりに努めた。各県民生活センターの研修は集合型とし、地域の相談員の関係構築を図りながら事例検討も取り入れる一方、県民生活課の研修はオンデマンドにより開催した。	引き続き多様化・複雑化する消費者トラブルに適切に対応できるよう、デジタル化の進展や電子商取引の拡大に関する知見を深めていく一方、電話等で相談者から必要な情報を聞き取る手法や、消費生活相談に必要な法知識の再確認（法改正含む）など、主に経験の浅い相談員の専門知識及び相談技術の底上げを図る。各県民生活センターの研修は事例検討会を軸とした集合型で実施し、県民生活課の研修は県内全域の相談員を対象としてオンデマンドで開催する。
	県及び市町の消費生活相談員が実施したあっせん解決率（維持目標）	93.7%	94.4%	毎年度94%	○	県内の相談員の資質向上を図るため、スキルアップ研修、市町への巡回訪問指導、県民生活センターへの市町相談員の受入研修等を実施した。市町の困難事案について、県の相談員があっせん解決に向けた助言を行うなど、県による市町支援を実施したことにより、目標値を上回った。	相談員が多様化・複雑化する消費者トラブルに適切に対応できるよう、引き続き、スキルアップ研修、市町への巡回訪問指導、県民生活センターへの市町相談員の受入研修等を実施するとともに、市町の困難事案については、県の相談員が助言を行うなど、県による市町支援を強化し、目標値の達成を図る。
	3　商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化						
	HACCP実施状況監視率（維持目標）	100%	100%	毎年度100%	○	静岡県食品衛生監視指導計画に基づき、HACCPに沿った衛生管理について、事業者自らが検証活動を実施し、衛生管理の向上が図れるよう、助言指導を実施し、目標値である100%を達成した。	令和８年度も食品衛生監視指導計画に基づき、HACCPに沿った衛生管理について事業者への助言指導を実施していく。事業者の取組には、施設及び事業の規模により大きな差があるため、特に小規模事業者に対し、自ら検証活動が行えるようきめ細やかな助言・指導を実施していく。
	景品表示法適正化調査件数（維持目標）	278件	294件	毎年度270件	○	食品製造販売業者を対象として景品表示法と食品表示法それぞれの観点から、県民生活センターと保健所による合同監視を112件実施し、景品表示法の観点から啓発及び７件の指導を行った。また、インターネット広告の監視を含め全ての商品サービスを対象とする広告表示等適正化監視を182件実施し、うち45件を指導した。	デジタル広告をきっかけとする消費者被害の増加を受け、広告表示適正化監視において、ウェブやSNS等に表示されるデジタル広告に重点を置いた監視手法の整備・運用を進め、デジタル広告を重点的に監視する。合同監視、広告表示等適正化監視による迅速かつ厳正な表示状況の監視・指導を継続して実施し、消費者が自主的かつ合理的に商品、サービスを選択できる環境の確保を図る。
	4　消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化						
	地域消費者行政推進連携協議会実施回数（維持目標）	５回	６回	毎年度６回	○	消費者トラブルが複雑化・多様化する状況下では、県だけではなく、市町や事業者など多様な主体と連携しながら消費者行政を推進していくことが重要であることから、東部、中部、西部の県民生活センターごとに設置された地域消費者行政連携協議会において、地域の消費者教育や消費者被害の防止と救済を図るための取組について、情報交換や意見交換を行った。	引き続き、市町や事業者など多様な主体と連携し消費者行政を推進するため、東部、中部、西部の県民生活センターに設置された地域消費者行政連携協議会を、センターごと年２回実施し、地域の消費者教育や消費者被害の防止と救済を図るための取組について情報交換や意見交換を行い、地域の課題解決に取り組む。
	高齢者の見守り体制が構築されている市町の割合	71.40%	74.29%	100%	○	令和７年度は伊東市、焼津市が新たに消費者安全確保地域協議会を設置した。また、見守り体制が未構築の市町に向けて市町担当課長会議、連携協議会等で、協議会設置や福祉分野が設置する見守りネットワークに消費者部門が参加するよう、働きかけを積極的に行い、高齢者の見守り体制構築の機運醸成を図った。	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることから、引き続き、市町における高齢者の見守り・声かけ体制の整備を支援していく。消費者安全確保地域協議会の利点や先進事例を示し、設置を前向きに検討している市町には、情報提供や必要な支援を行い、設置の促進に努める。また、福祉分野が設置する見守りネットワークに消費者部門が参加していない市町については、関係部局と連携し、参加の働きかけを行う。

※【評価区分】
＜成果指標＞
基準値以下：「現状値」が「基準値」以下のもの

＜活動指標＞
・維持目標以外
○：「現状値」か「期待値(※)」の推移の±30%の範囲以内のもの
・維持目標
○：「現状値」が「目標値」の85%以上115%未満のもの
※期待値…計画最終年度に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値

資料２－１

令和７年度消費生活相談の状況

１　概要

・令和７年度の消費生活相談件数は、29,016 件で前年度に比べ 8.9%増加した。特に電子広告関連の相談件数は前年度と比べ 23.1%増加の 4,956 件となっており、全体の相談件数を押し上げている。

・広告媒体別では、電子広告関連は、他の広告媒体と比べて圧倒的に相談件数が多い。

・電子広告関連の商品サービス別では、美容や健康食品に関する相談が多い。

・電子公告関連の年代別相談件数は、令和３年度に比べすべての年代で増加しており、特に中高年層の増加が顕著である。

２　相談件数及び平均既支払額（単位：件、千円）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比
全体の相談件数	23,312	26,109	25,719	26,637	29,016	108.9%
平均既支払額	383	395	492	488	525	107.6%
電子広告関連の相談件数	2,330	3,388	3,519	4,025	4,956	123.1%
平均既支払額	133	194	281	230	237	103.0%

３　広告媒体別の相談件数と平均既支払額の推移（単位：件、千円）

広告媒体	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
新聞広告	98	114	103	63	65
平均既支払額	104	64	232	88	280
折込広告	155	188	168	150	182
平均既支払額	447	77	123	226	109
投込広告	144	115	131	163	129
平均既支払額	603	158	96	49	56
雑誌広告	31	31	35	24	18
平均既支払額	1,660	238	58	53	50
カタログ・パンフレット	134	136	112	104	101
平均既支払額	166	897	229	257	374
テレビ広告	130	137	145	104	118
平均既支払額	98	100	89	558	534
ラジオ広告	19	21	22	17	18
平均既支払額	13	2	6	3	6
DM 広告	173	125	101	126	117
平均既支払額	167	54	302	319	338
電子広告	2,330	3,388	3,519	4,025	4,956
平均既支払額	133	194	281	230	237

4　電子広告関連の商品サービス別相談件数の推移（単位：件）

順位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	商品名	件数	商品名	件数	商品名	件数	商品名	件数	商品名	件数
1	他の健康食品	172	化粧クリーム	310	他の健康食品	299	化粧クリーム	600	化粧クリーム	588
2	シャンプー	100	他の健康食品	241	化粧クリーム	203	他の健康食品	486	他の健康食品	508
3	他の内職・副業	100	乳液	181	乳液	139	乳液	186	ファウンデーション	304
4	化粧品その他	71	ファウンデーション	123	役務その他サービス	132	ファウンデーション	176	乳液	127
5	紳士・婦人用パック	62	シャンプー	103	ファウンデーション	123	役務その他サービス	107	役務その他サービス	123

5　人口10万人あたりの電子広告による年代別相談件数（単位：件）

世　代	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
令和３年度	111	83	91	99	89	43	14
令和７年度	134	92	120	197	277	199	82
増加率	121%	111%	132%	199%	311%	463%	586%

資料２－２

令和８年度消費者教育推進の取組

１　概　要

「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づき、平成26年３月、静岡県消費者教育推進計画を策定した。この計画に基づき、学校、家庭、地域、職域の場において、多様な主体間の連携のもと、消費者教育を推進してきた。

令和８年３月に策定した第２次消費者基本計画のうち、大柱１「自ら学び自立し行動する消費者の育成」を「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく消費者教育推進計画と位置づけ、消費者教育推進の取組を展開していく。

２　事業概要

施策の柱	主な取組内容	資料
持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成	(1) エシカル消費の推進 〇消費者と事業者の双方に向けた啓発事業の実施 〇SDGsとエシカル消費に関する出前講座の実施	２－３
ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進	(1) 学校、地域、職域での消費者教育出前講座の実施	２－４
	(2) 特別支援学校向け消費者教育教材の制作	２－４
	(3) 勤労世代を対象とした悪質商法被害防止啓発の実施	２－７
	(4) 消費者被害防止キャンペーン等の実施	－
	(5) 情報誌やホームページ等による情報発信	－
	(6) 消費者団体と連携した消費者学習支援の推進	－
消費者教育の担い手の資質向上	(1) 消費者教育講師フォローアップ研修の実施	２－５
	(2) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施 〇教員向け消費者教育実践講座 〇総合教育センター研修 〇教員向け消費者教育メールマガジン	２－６
社会の変化に応じた消費者教育	(1) デジタル分野における消費者教育	２－７
	(2) 災害時の消費行動における消費者教育	－
	(3) カスタマーハラスメントと消費者教育	－

３　令和８年度事業計画

施策の柱	区　　分	取組の概要
持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成	(1)エシカル消費の推進	消費者と事業者の双方に対し、普段の生活にエシカルな視点をプラスすることで、自身の心が豊かになるとともに、未来の人々の幸せにつながる「エシカル消費」への共感と実践を広げる取組を展開 〇エシカルな商品の販売や啓発品の配布を行うマルシェを開催 〇SDGs とエシカル消費に関する出前講座の実施
ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進	(1)学校、地域、職域での消費者教育出前講座等の実施	県民生活センターを拠点とし、消費生活相談員や消費者教育講師を派遣し、様々な「場」や「ライフステージ」に対応した出前講座等を実施。 〇消費者教育出前講座 〇高校生消費者教育出前講座 〇保護者向け消費者教育出前講座 〇大学生・新社会人向け消費者教育出前講座 〇高齢者向け消費者教育出前講座
	(2)特別支援学校向け消費者教育教材の制作	県や市町が特別支援学校向けの出前講座で活用できる教材を制作【新規】 〇軽度な知的障害のある高校生を主な対象として想定 〇社会に出る前に短時間で効果的に知識を習得できる内容 〇特別支援教育課の協力のもと現場の声を反映
	(3)勤労世代を対象とした悪質商法被害防止啓発の実施	勤労世代を対象に、消費者トラブル被害防止啓発動画を WEB 広告で配信し、消費者トラブル事例や消費生活相談窓口を周知
	(4)消費者被害防止キャンペーン等の実施	市町、関係機関及び消費者団体等の幅広い参加の下、全県で消費者問題に関する教育・啓発及び悪質商法への注意喚起を行う街頭キャンペーン等を実施 〇消費者月間（５月） 〇消費者被害防止月間（12月）
	(5)情報誌やホームページ等による情報発信	悪質商法に対する注意喚起や消費者教育に関する情報等、各種情報発信ツールを活用した啓発を実施 〇外国人向けリーフレットの作成 〇県ホームページ、SNS等による情報発信 〇消費者教育・啓発リーフレット制作
	(6)消費者団体と連携した消費者学習支援の推進	静岡県消費者団体連盟へ委託し、地域消費者生活講座を実施。
消費者教育の担い手の資質向上	(1)消費者教育講師フォローアップ研修の実施	消費者教育出前講座の担い手となる消費者教育講師等を対象に法改正や最新の消費者トラブルに対応するための研修を実施 〇消費者教育講師フォローアップ研修 ・８～12月実施（録画配信：全３回） ・８～10月実施(東中西で研修・意見交換会実施)

	(2) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施	学校における消費者教育を支援するため、教職員を受講対象とした講座や研修を実施 〇教員向け消費者教育実践講座（教育委員会連携講座） ・8/5実施（家庭科教員向け講座と全教職員向け講座を用意） 〇総合教育センター研修 ・情報モラル教育実践研修　7/31実施 ・教育課程研究集会（家庭科）にてチラシ等配付 〇教員向け消費者教育メールマガジン【新規】 ・１～２か月に１回程度配信 ・若者に多い消費者トラブル事例、授業で活用できる教材等 ・弁護士による解説動画（全５回）も配信
社会の変化に応じた消費者教育	(1)デジタル分野における消費者教育	デジタル分野での消費者被害を防ぐため、出前講座や啓発動画の活用など、世代に応じた消費者教育を実施 ・教員や消費者教育講師向けにデジタル分野をテーマにした研修を実施 ・若者向け、勤労世代向けの啓発動画の活用 ・シニア向けデジタル活用出前講座の実施
	(2) 災害時の消費行動における消費者教育	災害に乗じた悪質商法に対する注意喚起等、各種情報発信ツールを活用した啓発を実施
	(3) カスタマーハラスメントと消費者教育	カスタマーハラスメントや消費者の権利と責任の正しい知識について教材を作成し、出前講座等で活用

４　静岡県金融広報委員会との連携

(1) 静岡県金融広報委員会について

日本銀行を中心として、静岡県、財務省東海財務局静岡財務事務所、関係公的機関、県内の金融機関などを構成団体として設置。静岡県における金融に関する広報と消費者教育活動を推進しており、構成団体や関係機関と連携して金融経済教育を行っている。

(2) 令和８年度予定（県との連携事業）

ア　金融･経済講演会の開催

金融知識の普及のため、年に１回講演会を開催している。令和７年度は、「貨幣の日本史～偉人から学ぶお金の賢い付き合い方」をテーマに講演会を実施。今年度のテーマは検討中。

イ　お金のセミナーの開催

J-FLEC（金融経済教育推進機構）講師によるセミナーを実施。

開催市町	日程	テーマ
沼津市	令和８年９月 30	社会人として知っておきたいお金の話
裾野市	令和８年 10 月 17 日	将来に向けて知っておきたいお金の話
函南町	令和８年 10 月 26 日	豊かな老後のために知っておきたいお金の話
湖西市	令和８年 12 月４日	リタイア前後に知っておきたいお金の話
小山町	令和９年１月中	未定

資料２－３

エシカル消費推進事業

１　概　要

持続可能な社会の実現に向け、ＳＤＧｓの12番目の目標「つくる責任、つかう責任」の達成のための手段である「エシカル消費」を推進するため、「つくる」立場の事業者と、「つかう」立場の消費者の双方に向けた普及啓発に取り組んでいる。

２　令和８年度事業計画

(1)事 業 名　エシカル消費推進事業

(2)対　　象　商品やサービスを提供する立場の「事業者」、使う立場の「消費者」
*消費者については、特にエシカル消費を潜在的に意識・実践している県民を主な対象とし、理解者・実践者の拡大につなげる。

(3)内　　容

項　目	内　容
プラス・エシカルマルシェの開催	県内の事業者が出展し、エシカルな商品の販売やワークショップを行うマルシェを開催する。 ＜日時＞令和８年11月28日(土)・11月29日（日）10:30～16:00 ＜会場＞アルティエ（静岡市葵区七間町）アートガーデン ＜出展者＞静岡県ＨＰエシカルショップ掲載事業者等
テレビ番組とのタイアップによる啓発	・エシカルな取組みを行っている事業者をテレビ番組で紹介し、県内事業者へエシカル消費の啓発を行う ・マルシェ当日に生中継を行い、マルシェ開催地から離れた地域の県民へエシカル消費の啓発を行う

(4)その他の取組

項　　目	実施時期	内　　容
SDGsとエシカル消費の出前講座の開催	７月～２月	○県内の小学校・中学校でSDGsやエシカル消費に関する出前講座を開催 ○13校、736人受講予定（令和８年８月14日時点）

資料２－４

消費者教育出前講座

１　概　要

○　消費者トラブルの未然防止、消費者市民社会の理念普及のため、県民生活センターを拠点に、消費生活相談員及び消費者教育人材バンク登録の消費者教育講師を活用した消費者教育出前講座を実施。

○　出前講座では、契約に関する基礎知識や消費者トラブルの事例を学び、消費者被害の未然防止の力を養うとともに、SDGsやエシカルの概念を学び、消費者市民社会の実現に向けた意識を養うためのテーマを設けている。

○　学校や企業、地域等、様々な場で実施できるよう、対象者に応じたテーマや実施方法をパッケージ化し、具体的なイメージが持てるような広報展開を行うなど、出前講座実施回数の増加に努めていく。

○　令和６年度からは、高齢者や見守り者を対象として、インターネット上の消費者トラブルの事例と対処方法を学び、デジタル機器やサービスの安全・安心な使い方を身に付けられるよう「シニア向けデジタル活用出前講座」を実施しており、令和８年度も引き続き講師を派遣する。

○　高校生消費者教育出前講座は、昨年度まで高等学校・特別支援学校に講座実施希望を照会していたが、成年年齢引下げから数年が経過し、学校が独自で消費者教育を行えるようになっていることなどから、今年度からは原則として実施希望がある学校のみ申込みをする運用とした。

２　取組状況

(1) 消費者教育出前講座実績（令和８年４月～７月）

地域	大学生		高校生		中学校生		専門学校生		特別支援学校生		企業･団体職員		高齢者		民生委員等見守り者		その他		合計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
東部	1	160	2	20							2	23	7	160					12	363
中部	1	340					1	104			3	56	1	50	2	117	2	27	10	694
西部	2	470			1	25					8	82	6	195	2	56			19	828
本庁					2	70											2	153	4	223
高校生出前講座			19	2,408					6	144							3	485	28	3,037
合計	4	970	21	2,428	3	95	1	104	6	144	13	161	14	405	4	173	7	665	73	5,145

(参考) 令和７年度 最終実績

地域	大学生		高校生		中学生		専門学校生		特別支援学校生		企業･団体職員		高齢者		民生委員等見守り者		その他		合計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
東部	2	193	3	51			4	236			3	90	27	680	7	142	9	265	55	1,657
中部	2	503									4	67	12	389	7	161	3	160	28	1,280
西部	4	870					2	132			9	114	42	950	2	54			59	2,120
本庁					2	159											10	581	12	740
高校生出前講座			95	13,680					26	625							9	555	130	14,860
合計	8	1,566	98	13,731	2	159	6	368	26	625	16	271	81	2,019	16	357	31	1,561	284	20,657

(2) 高校生消費者教育出前講座（令和３年度～令和８年度）

区　分		R8 対象校	R8（実績）4月～7月	R7（実績）	R6（実績）	R5（実績）	R4（実績）	R3（実績）
公立高校	計	128	17	73	93	88	79	76
	東部	47	6	24	26	25	25	22
	中部	36	4	21	28	25	21	18
	西部	45	7	28	39	38	33	36
県立・市立高校	計	113	11	48	62	60	53	56
	東部	33	4	14	15	15	15	16
	中部	27	3	13	20	17	13	13
	西部	33	4	21	27	28	25	27
県立特別支援学校（高等部）	計	35	6	25	31	28	26	20
	東部	14	2	10	11	10	10	6
	中部	9	1	8	8	8	8	5
	西部	12	3	7	12	10	8	9
私立高校	計	44	1	22	17	18	17	7
	東部	12	0	5	5	5	5	2
	中部	20	0	9	8	8	8	4
	西部	12	1	8	4	5	4	1
合　計	計	172	18	95	110	106	96	83
	東部	59	6	29	31	30	30	24
	中部	56	4	30	36	33	29	22
	西部	57	8	36	43	43	37	37

(3)　消費者教育講師派遣実績

○令和７年度

地域	大学生		高校生		中学生		専門学校生		特別支援学校生		企業･団体職員		高齢者		民生委員等見守り者		その他		合計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
東部	1	33	1	20			4	236			3	90	25	640			9	265	43	1,284
中部											3	38	12	389	6	144	1	10	22	581
西部							1	106			7	75	30	767	2	54			40	1,002
本庁					2	159											10	581	12	740
高校生出前講座			78	12,410					17	363							5	240	100	13,013
合計	1	33	79	12,430	2	159	5	342	17	363	13	203	67	1,796	8	198	25	1,096	217	16,620

※消費者教育講師人材バンク登録者数　69 人（令和８年３月末時点）（休止中の消費者教育講師を除く）

○令和６年度

地域	大学生		高校生		中学校生		専門学校生		特別支援学校生		企業･団体職員		高齢者		民生委員等見守り者		その他		合計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
東部	1	51	1	20			6	383			3	60	26	683	1	22			38	1,219
中部													14	513	4	57			18	570
西部	1	260									6	91	25	490	1	11	1	15	34	867
本庁					1	34											7	320	8	354
高校生出前講座			90	14,137					23	484							6	795	119	15,416
合計	2	311	91	14,157	1	34	6	383	23	484	9	151	65	1,686	6	90	14	1,130	217	18,426

※消費者教育講師人材バンク登録者数　74人（令和７年３月末時点）（休止中の消費者教育講師を除く）

３　特別支援学校向け消費者教育出前講座教材制作

○　令和８年度の新規事業として、特別支援学校の高等部で知的障害のある生徒を主な対象とする新たな教材を作成する。来年度から、特別支援学校における出前講座で活用することを想定。

○　障害のある生徒は消費生活の経験や情報の少なさから、消費者トラブルをトラブルとして認識しにくい、悪質事業者への対抗力が弱く意図しない契約を結ばざるを得ない等、被害が顕在化しにくいと考えられる。

○　社会に出る前の生徒が、短時間で効果的に必要な知識を習得できる教材にするために、現場をよく知る特別支援教育課に助言をいただきながら制作を進めている。今後、各県民生活センターにも照会し、実際に教材を使用する立場の方々の意見を反映していく。

資料２－５

消費者教育講師のフォローアップ

１　消費者教育講師概要

○　消費者教育出前講座などの学習機会を様々な場で提供していくため、平成29年度、本県の消費者教育を担う者を養成する全６回の「消費者教育人材養成講座」を開催した。また、令和４年度には新たな人材養成のため、「消費者教育講師人材養成研修」を開催、令和５年度には高齢者のデジタルに関連した消費者トラブルを防止するため、「シニア向け消費者教育講師人材養成講座」を開催した。

○　講座・研修の修了者を「消費者教育講師」として任命し、消費者教育出前講座の講師要員という形で「消費者教育講師人材バンク」に登録した。

○　消費者教育講師人材バンク登録者を、県民生活センターの調整により、県主催の講座や開催依頼のあった講座へ派遣している。

２　消費者教育講師フォローアップ研修

○令和８年度計画

デジタル化が進む中で消費者トラブルが複雑化・多様化しており、消費者教育出前講座も最新の情報を反映した内容が求められている。効果的な出前講座の実施に向けて、消費者教育講師や県・市町の消費生活相談員等、出前講座を行う者を対象に、講師のスキルアップを図るためのフォローアップ研修を実施する。

(1)知識編(オンデマンド配信による研修)

消費者教育講師等が最新の消費者トラブル等についての知識を習得することができるよう、録画配信による研修を実施する。

項　　目	第１回	第２回	第３回
実施方法	オンデマンド配信（県公式 YouTube で受講者にのみ限定公開）		
配信期間	令和８年９月上旬から 10 月上旬まで	令和８年 10 月中旬から 11 月中旬まで	令和８年 11 月下旬から 12 月下旬まで
研修内容	「最新の消費者被害について～狙われる高齢者から主体的な消費者へ～」 (60～90 分)	「デジタル時代の消費者行動とメディア・リテラシー」 (60～90 分)	「特別支援教育の視点から考える出前講座における配慮と工夫」 (50 分ほど)
講　　師	（公財）消費者教育支援センター 副主任研究員 河原　佑香　氏	スマートニュースメディア研究所 長澤　江美　氏	静岡県総合教育センター 参事兼特別支援課長 柴田　潤二　氏

(2)実践編(集合型)

消費者教育講師が顔の見える関係を構築することができるよう、集合型の研修を実施し、研修を通じて意見交換等を実施する。

項　　目	内　　容
日　　時	東部地域　８月 26 日（水）14 時～16 時 中部地域　９月 18 日（金）14 時～16 時 西部地域　10 月２日（金）14 時～16 時
会　　場	東部地域　東部総合庁舎別館２階第一会議室 中部地域　静岡県庁別館２階第一会議室 A 西部地域　浜松総合庁舎１階大会議室
内　　容	・効果的な出前講座の構成や手法（講義） ・グループワーク ・意見交換、発表
講　　師 ファシリテーター	（公社）全国消費生活相談員協会　研究員　高比良　直子　氏

資料２－６

教員向け消費者教育の実践に関する研修

１　概　要

○　学校における消費者教育の取組を支援するため、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した指導方法や情報モラルの指導方法等について、教員を対象とした講習や研修を実施してきた。

○　令和８年度は、家庭科教員を対象とした講座の一部を全教職員対象とし、社会科や生徒指導等を担当する教員、事務職員の参加も可能とするほか、教育委員会と共催で実施し、全国教員研修プラットフォーム（Plant）等で研修動画を配信する。

○　新たに始めた消費者教育メールマガジンでは、主に家庭科教員を対象として、若者に多い消費者トラブルや授業で活用できる教材を紹介しており、講座と併せて学校現場における授業づくりをサポートしていく。メイン企画として、鷺岡寿治弁護士による全５回にわたる解説動画を配信する。

２　令和８年度教員向け研修

(1)県民生活課主催の講座の実施

テーマ	教員向け消費者教育実践講座	
月　日	８月５日（水）　オンライン形式	８月５日（水）　オンライン形式
人　数	38 名	31 名
内　容	○（全教職員対象）※家庭科教員も受講 「インターネット上の広告と表示を介した若年層の消費者トラブルについて」 講師：(一社)アフィリエイト協議会 代表理事　笠井　北斗　氏	○（家庭科教員対象） 「授業で活用できる実践的な消費者教育の指導方法」 講師：静岡大学　教育学部 教授　小清水　貴子　氏 （元家庭科教員）
その他	・教育委員会教育政策課と共催で実施。 ・オンライン開催後、教員研修管理システム等で録画配信予定。	

(2)県総合教育センターでの研修の実施

テーマ	情報モラル教育実践研修	教育課程研究集会（家庭科）
月　日	７月 31 日(金)　オンライン形式	８月４日(火)　オンライン形式
人　数	40 名	108 名
内　容	「GIGA スクール１人１台端末下における情報モラル教育の進め方」 講師：静岡大学教育学部　准教授 塩田　真吾　氏	「高等学校教育課程研究集会家庭部会」 県立高等学校現職の家庭科教員が 所属校で授業実践し、研究した内容を発表 →消費者教育に関するチラシ等を配付

(3)教員向け消費者教育メールマガジンの配信

対　象	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員 （主に家庭科教員を対象とするが、家庭科以外であっても登録可能）
配信頻度	１～２か月に１回程度
内　容	契約の基礎知識、若者に多い消費者トラブル事例、授業で活用できる教材、 県内の若者の消費生活相談概要等

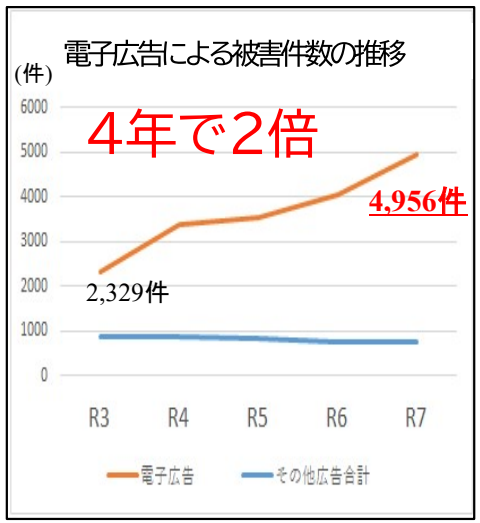
デジタル分野の消費者被害を防ぐ取組の推進

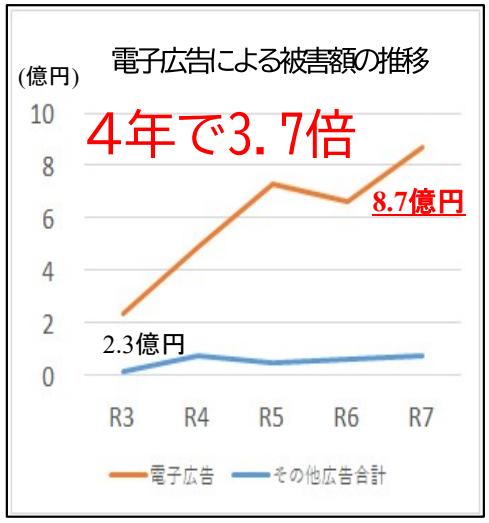
資料２－７

１　背景・課題

【課題のポイント】
インターネットやSNSを介した消費者被害が急拡大し、県内の消費者被害件数(※)を押し上げている

＜電子広告による消費者被害の状況（県内）＞





・電子広告による被害は、その他広告(新聞、TV他)を件数、被害額共に大幅に上回る
※消費者被害件数　R3 23,312件→R7 29,016件

＜電子広告による人口10万人あたり消費者被害発生件数(県内)＞

（単位：件）

世代	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
R3年度	111	83	91	99	89	43	14
R7年度	134	92	120	197	277	199	82
R3→R7増加率	121%	111%	132%	199%	311%	463%	586%

・デジタル分野の消費者被害は全ての世代で増加
・特に中高年の被害件数の伸びが顕著

２　県の取組

デジタル社会の変化に応じて
世代別にアプローチする消費者教育

【児童・生徒へのアプローチ】
⇒学校現場における消費者教育の担い手の資質向上を支援

①消費者教育講師向けの研修（資料2-5）
学校における出前講座を担う消費者教育講師
そのスキルアップのためにデジタルに特化した研修を実施
・R8年度（予定）
「デジタル時代の消費者行動とメディア・リテラシー」
・R7年度
「だましの手口と消費者心理
～デジタル時代に求められる消費者力とは～」

②教員向けの研修（資料2-6）
消費生活について授業で取り上げる家庭科教員が主対象
SNS等の広告や表示の仕組み、その対処法を学ぶ
・R8年度
「インターネット上の広告と表示を介した
若年層の消費者トラブルについて」
・R7年度
「生徒指導にも使える！
今気を付けたい子どもに多いインターネットトラブル」

デジタル分野の消費者被害を防ぐ取組の推進

【大学生をはじめとする若者へのアプローチ】

⇒成年に達した上、1人暮らしをスタートするなど環境の変化により消費者トラブルに遭うリスクがあるため注意喚起

①「ちょっと待った！やばみちゃん」シリーズ

県内大学生・専門学校生と協働で制作（令和4年度）
県公式YouTubeで公開し、消費者被害の未然防止を図る



注意喚起編 「怪しいもうけ話」トラブル

②「ちょっと待った！やばみちゃんファミリー」シリーズ

続編を制作（令和6年度） デジタル分野を重点的に



偽サイトトラブル
広告から誘導されるサイトに注意を呼びかけ



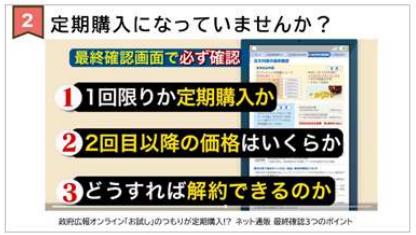
SNSをきっかけとした投資トラブル
「必ず儲かる」投資は存在しないと呼びかけ

【高齢者へのアプローチ】

⇒高齢者がスマホを持つのは当たり前の時代
実際に操作しながらトラブルを回避するすべを身につける

シニア向けデジタル活用出前講座

主に高齢者や高齢者を見守る方が対象
1回あたり10人～20人程度で無料で講師を派遣
「スクショの撮り方」等、トラブル回避の具体的な方法を学ぶ





【勤労世代へのアプローチ】

⇒デジタル分野の消費者被害の中心は勤労世代
（勤労世代：本事業においては30代から60代を指す）

啓発動画「一寸待太」（ちょいとまった）シリーズ

啓発キャラクター「一寸待太」がテンポよくトラブル事例を紹介
忙しい勤労世代にも届く動画で、立ち止まる大切さを伝える



15秒編

事例編

YouTubeの
WEB広告で配信
県内全域の35歳～64歳に対して
夏休みと年末を
狙って配信

資料３－１

東部県民生活センターの取組状況

１　令和８年度第１回東部・賀茂地域消費者行政推進連携協議会

(1) 日　時　令和８年６月24日（水）午前10時から11時30分まで
(2) 会　場　県東部総合庁舎別棟２階会議室
(3) 参加者　有識者(弁護士、司法書士、教育関係、消費者団体)、管内20市町ほか
(4) 議題　・ 第２次静岡県消費者基本計画について
・ 消費者相談・支援における連携について
・ 消費者教育・支援における連携について　など

２　令和８年度消費者教育出前講座実施状況

様々な団体からの要請に応じ、消費者教育講師等による出前講座を実施

	学校	一般	計
実施回数	9 (38)	9 (46)	18 (84)
受講者数	882 (4,427)	183 (1,177)	1,065 (5,604)

※学校は高校、大学、専門学校、中学校、保護者。一般は、企業、福祉団体、高齢者。
※今年度数値は７月末現在での実績。( )は前年度の実績

３　令和８年度消費者被害防止キャンペーン等啓発事業

５月の消費者月間、12月の消費者被害防止月間等において、市町、関係機関、消費者団体等の参加のもと街頭キャンペーン等を実施し、悪質商法への注意を集中的に実施

(1)　消費者月間（５月）

実施内容	・街頭キャンペーン（ＪＲ沼津駅北口・南口：５月８日） ・パネル展示（ギャラリーぷらざ：５月１日～５月31日） ＊「188（いやや！）」の周知、近年の相談事例の掲示
	・市町街頭キャンペーンに参加 富士宮市(５/15)、熱海市(５/20)、富士市(５/20)、伊豆の国市(５/26)

(2)　消費者被害防止月間キャンペーン（12月：予定）
悪徳商法被害防止の啓発活動として、街頭キャンペーン、パネル展示、市町街頭キャンペーンへの参加等を予定

(3)　ぬまづ消費生活展（４月：沼津市主催）

実施内容	「ぬまづ消費生活展」に出展 パネル展示、啓発品配布（キラメッセぬまづ：令和８年４月26日） ＊「188（いやや！）」啓発、悪質商法関連

(4)　その他

実施内容	・「エシカル消費関連展示」 パネル展示(ギャラリーぷらざ：９月１日～９月30日) ・「エシカル消費啓発イベント」 講座実施(沼津市立図書館：10月17日実施予定) ・「エシカル消費啓発キャンペーン」 街頭キャンペーン（管内大学：10月～11月実施予定）

資料３－２

中部県民生活センターの取組状況

１　令和８年度第１回中部地域消費者行政推進連携協議会について

（１）**日時・場所**　令和８年６月 18 日（木）13 時 30 分から 15 時まで

（２）**会　　場**　中部県民生活センター　２階　共用会議室

（３）**参加団体**　県消費者団体連盟中部支部、県高等学校家庭科教育研究会中部支部、管内市町消費者行政担当課　等

（４）**議事**

・令和７年度消費生活相談の概要

・第２次静岡県消費者基本計画について

・消費者教育の取組について

・新たな相談支援システムへの移行について

２　令和７年度消費者教育出前講座実施状況

消費者トラブル防止のために消費者教育講師や消費生活相談員等による出前講座実施

講座対象／項目	高校生（保護者含む）	大学 専門学校	高齢者 見守り者	新社会人	その他	計
実施回数（回）	40 （５）	2 （２）	20 （４）	4 （３）	2 （１）	68 (15)
受講者数（人）	4,851 (906)	503 (444)	560 (181)	67 (56)	150 (13)	6,131 (1,600)

※（ ）は令和８年度の７月末日時点の講座実施状況（参考値）

３　令和８年度街頭キャンペーン

５月の消費者月間において消費者トラブル防止のための情報提供や相談窓口の利用などを呼びかける街頭キャンペーンを実施

日時・場所	令和８年５月 20 日（水）・ＪＲ静岡駅コンコース
参加団体	弁護士会、司法書士会、警察、学生ボランティア、行政機関等
活動概要	啓発グッズ、リーフレット等(300 部)配布

資料３－３

西部県民生活センターの取組状況

１　令和８年度第１回西部地域消費者行政推進連絡協議会

日 時　令和８年６月 15 日(月) 10 時 00 分～11 時 30 分
会 場　浜松総合庁舎１階大会議室
議 題　・第２次静岡県消費者基本計画について
・消費者教育の推進について
・消費生活相談について
・構成員からの情報提供

２　消費者教育出前講座(令和７年度実績)

講　座	対　象	回 数	受講人数
一般向け消費者教育出前講座	企業、地域住民、大学生	48	1,997
高校生消費者教育出前講座	高校生、保護者(※)	55	5,542
シニア向けデジタル活用講座	高齢者	9	123
商品テスト実習講座	小学生、消費者団体等	0	0
計		112	7,662

(※)保護者向け講座･･･３回実施、74 人受講

＜今年度計画、今後の課題等＞
・若年層からの投資トラブルや脱毛契約のトラブルの相談を受け、新社会人への啓発を引き続き行うとともに、企業に呼びかけ、新社会人向けの出前講座の実施件数を増やしていく。
・高齢者の被害も依然多いことから、公民館や地域包括支援センターと連携し、高齢者向けの講座も引き続き実施していく。
・高校生消費者教育出前講座の申込方法を変更したため、前年度に比べ回数が減少する可能性がある。
・外部人材である静岡県消費者教育講師が高齢化等により減少しているため、講座への人員派遣が困難になりつつある。

３　就職フェアにおける啓発(令和７年度実績)

西部管内各地で開催された就職フェアにおいて、就活生に向けてはセンターの相談窓口案内や相談事例紹介の資料配布を行い、参加企業に向けては新社会人向け講座のチラシ配布を行い、新入社員研修での講座実施を呼びかけた。

＜参加実績＞

イベント	日 時	場 所	実施内容
いわた・ふくろい就職フェア	令和８年２月９日	磐田商工会議所	40 社参加 啓発品・チラシ配布
小笠地区合同就職面談会	令和８年３月 19 日	掛川グランドホテル	学生向け啓発品・チラシ配架
高校生と企業を結ぶ合同企業説明会(袋井･磐田)	令和８年３月 19 日	袋井市総合体育館さわやかアリーナ	70 社参加 啓発品・チラシ配布

４　令和８年度消費者月間キャンペーン

（１）街頭キャンペーン

日　時　令和８年５月 15 日(金) 正午から午後１時 00 分
場　所　浜松駅周辺
内　容　啓発チラシ・グッズの配布
参加者　浜松市、浜松中央警察署、弁護士会・司法書士会、消団連西部支部

（２）パネル展

日　時　令和８年５月１日(金)～令和８年５月 29 日(金)
場　所　浜松総合庁舎１階ロビー
内　容　パネル展示（相談窓口紹介、ＳＤＧｓ）、資料配架（消費者庁注意喚起情報、契約トラブル事例集）等

５　その他消費者啓発事業

・県広聴広報戦略課が管理するイオンモール浜松市野・袋井のデジタルサイネージ（電光掲示板）において、消費者啓発に係る映像を継続的に配信。
・エシカル消費の啓発をインスタグラム（つながるエシカル）を通じて配信。
・フェイスブックで時勢に合わせた見守り新鮮情報を不定期配信。

資料３－４

賀茂広域消費生活センターの取組状況

１　要　旨

賀茂地域における消費者教育は、県と６市町で共同設置した賀茂広域消費生活センターが担い、市町の業務として行っている。

２　令和７年度実績

（１）出前講座

対象講座／項目	高校生(保護者含む)	中学生	専門学校	高齢者見守り者	企業・団体	計
実施回数（回）	6	1	1	2	2	12
受講人数（人）	520	42	6	44	26	638

（２）啓発活動

・ 街頭キャンペーン

名称	日時	場所	参加者
消費者月間	５月 28 日(水)11 時～	とうきゅう下田店	センター、市町
消費者被害防止月間	12 月３日(水)11 時～	フードストアあおき広岡店	センター、市町、警察
	12 月５日(金)10 時～	フードストアあおき西伊豆店	
	12 月 10 日(水)11 時～	マックスバリュエクスプレス河津店	

・　啓発チラシ全戸回覧

最新の消費者トラブルの事例と対策に関する啓発チラシを市町で全戸回覧

チラシ名	発行月・回数
くらしが変わるカモ！	７月、11 月、２月の年３回発行

・ ケーブルテレビ啓発番組

下田有線テレビ放送㈱の協力を得て下田市ほか管内市町で啓発番組を放映

番組名	放映状況
はい、こちら消費生活センターです	毎月１回・約 30 分の啓発番組

・ 各市町の広報紙を活用した啓発

参考資料１

静岡県消費者教育推進県域協議会設置要綱

（設　置）

第１条　消費者教育を効果的、体系的に推進するため、県の役割と推進体制を明確にするとともに、多様な主体の連携による実効性のある協議の場の設置を目的として、消費者教育推進法第 20 条第１項の規定に基づき、静岡県消費者教育推進県域協議会（以下「県域協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　県域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

(1)　消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する構成員の情報の交換及び調整に関すること。

(2)　静岡県消費者教育推進計画の策定に関する構成員の意見の調整に関すること。

(3)　静岡県消費者教育推進計画の進捗状況の確認に関すること。

(4)　消費者教育推進に係る、調査、研究等に関すること。

(5)　その他、消費者教育の推進に必要な事務に関すること。

（組　織）

第３条　県域協議会に、座長を置く。

２　座長には、学識者をもって充てる。

３　構成員には、別表に掲げる機関・団体等から推薦のあった者をもって充てる。

４　構成員は、必要に応じて、増員、減員ができるものとする。

５　座長及び構成員の任期は、県域協議会において構成員が協議し別に定める。

（会　議）

第４条　県域協議会は、座長が招集する。

２　座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第５条　県域協議会は、公開で行うものとする。

２　県域協議会の議事要旨及び構成員配布資料はホームページ等で公開する。

（事務局）

第６条　県域協議会の事務局は静岡県くらし・環境部県民生活課に置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、県域協議会の運営に関して必要な事項は、構成員が協議し別に定める。

附　則

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年 10 月 25 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年８月 25 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年８月 25 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年９月 11 日から施行する。

別　表

	団体・機関等	区分
1	常葉大学	学識
2	静岡県弁護士会	学識
3	静岡県司法書士会	学識
4	静岡県消費者団体連盟	消費者団体
5	静岡県生活協同組合連合会	消費者団体
6	一般社団法人静岡県労働者福祉協議会	消費者団体
7	公益社団法人日本青年会議所　東海地区静岡ブロック協議会	事業者団体
8	静岡県金融広報委員会	関係機関
9	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	関係機関
10	静岡県教育研究会	教育関係者
11	静岡県教育委員会事務局教育政策課	教育関係者
12	静岡県教育委員会事務局義務教育課	教育関係者
13	静岡県教育委員会事務局高校教育課	教育関係者
14	静岡県教育委員会事務局特別支援教育課	教育関係者
15	静岡県教育委員会事務局社会教育課	教育関係者
16	静岡県くらし・環境部県民生活課	関係機関
17	静岡県東部県民生活センター	関係機関
18	静岡県中部県民生活センター	関係機関
19	静岡県西部県民生活センター	関係機関
20	静岡県賀茂広域消費生活センター	関係機関

参考資料２

成年年齢引下げ後の消費生活相談の状況

１　要旨

・令和７年４月～令和８年３月までの 18～19 歳の消費生活相談件数は 208 件であり、前年同時期に比べて 26 件（14.3%）増加した。平均既支払額は 107 千円であり、前年同時期に比べて 33 千円（ 23.6%）減少した。
・販売購入形態別では、通信販売が最も多く、次いで店舗購入となっている。
・商品サービス別では、他の健康食品が最も多く、次いで商品一般となっている。
・他の健康食品、脱毛エステ、化粧クリームと、美容に関する相談が多くなっている。

２　18～21 歳の若年層の相談件数及び平均既支払額（単位：件、千円）

区　分		Ｒ4年度	Ｒ5年度	Ｒ6年度	Ｒ7年度	前年度比
18～19 歳の相談件数		269	235	182	208	114.3%
	平均既支払額	98	126	140	107	76.4%
20～21 歳の相談件数		443	372	336	383	114.0%
	平均既支払額	261	286	305	285	93.4%
全体の相談件数		26,109	25,719	26,637	29,016	108.9%
	平均既支払額	395	492	488	525	107.6%

３　販売購入形態別・商品サービス別相談件数の推移　※集計対象：R7.4.1～R8.3.31

（1）販売購入形態別相談件数（単位：件、%）

区 分		18～19歳			20～21歳		
		Ｒ6年度	Ｒ7年度	前年度比	Ｒ6年度	Ｒ7年度	前年度比
店舗購入		58	58	100%	103	128	124.3%
特殊販売	訪問販売	6	9	150%	19	14	73.7%
	通信販売	74	90	121.6%	109	128	117.4%
	マルチ・マルチまがい	0	3	－	5	6	120%
	電話勧誘販売	10	10	100%	43	34	79.1%
	ネガティブ・オプション	0	1	－	0	0	－
	訪問購入	1	1	100%	1	0	0%
	その他無店舗	1	1	100%	2	4	200%
合計		150	173	115.3%	282	314	111.3%

※不明・無関係は除く。

(2) 商品・サービス別相談件数（単位：件）

18～19歳				20～21歳			
R6.4-R7.3		R7.4-R8.3		R6.4-R7.3		R7.4-R8.3	
脱毛エステ	22	他の健康食品	18	脱毛エステ	42	脱毛エステ	54
賃貸アパート	13	商品一般	17	商品一般	23	商品一般	25
商品一般	10	脱毛エステ	14	他の内職・副業	23	他の内職・副業	23
他の健康食品	7	賃貸アパート	7	役務その他サービス	20	医療サービス	20
他の内職・副業	7	携帯電話サービス	6	医療サービス	16	役務その他サービス	17
普通・小型自動車	6	役務その他サービス	6	賃貸アパート	12	フリーローン・サラ金	13
電気	5	電気	5	フリーローン・サラ金	12	普通・小型自動車	12
出会い系サイト・アプリ	5	フリーローン・サラ金	5	金融コンサルティング	10	賃貸アパート	10
インターネットゲーム	5	化粧クリーム	4	普通・小型自動車	7	携帯電話サービス	9
医療サービス	5	修理サービス	4	金融関連サービスその他	7	金融コンサルティング	8

※県及び市町の消費生活センター及び相談窓口受付分。R8.5.1検索時点。

替え歌　♪食品ロスは もったいない！♪

1.　食品ロスは もったいない！
食べれる物が 捨てられる
作った人に 感謝して
「いただきます！」を 忘れずに！





2.　食品ロスは もったいない！
食べ物なくて 死んでいく
子どもがいるのよ 世界には
無駄をなくせば 救えるよ！

3.　食品ロスは もったいない！
しっかり食べよう よくかんで
一つ残さず 食べきって
残す言葉は 「ごちそうさま！」



「ゴンベさんの赤ちゃん」
「ウサギとカメ」のメロディーで

作詞：小林昭子　2021.7.4